入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）業務の名称及び数量

鳥取県立米子養護学校通学バス(彦名コース)運行管理業務　一式

（２）業務の仕様

別紙鳥取県立米子養護学校通学バス（彦名コース）運行管理業務仕様書（以下「仕様書」という）のとおり

（３）業務の期間

令和５年４月１日から令和６年３月 31 日まで

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和３年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が運送・旅客業の旅客運送に登録されている者であること

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（５）道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有していること。

（６）本業務を安全に運行するために、仕様書の６のその他の条件を全て満たすことができる者であること。

３　契約担当部局

鳥取県立米子養護学校

４　入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒689-3543　鳥取県米子市蚊屋 343

鳥取県立米子養護学校　事務室

電話　0859－27－3411　ファクシミリ　0859-27-3420

電子メール　yonagoyo-s@mailk.torikyo.ed.jp

（２）入札説明書等の交付方法

令和５年２月９日（木）から同月 22 日（水）までの間にインターネットの鳥取県立米子養護学校ホームページ（http://www.torikyo.ed.jp/yonagoyo-s/）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和５年２月９日（木）から同月 22 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律

（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

イ　交付場所

（１）に同じ

（３）郵送による入札

不可とする。

（４）入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和５年３月10日（金）午前10時20分　入札・即時開札

イ　場所

鳥取県米子市蚊屋343

鳥取県立米子養護学校　応接室

５　入札に関する問合せの取扱い

（１）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第２号）を作成し、電子メールにより４の（１）の場所に令和５年２月 14 日（火）午後５時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（２）疑義に対する回答

（１）の質問については、令和５年２月20日（月）にインターネットの鳥取県立米子養護学校ホームページ（http://www.torikyo.ed.jp/yonagoyo-s/）によりまとめて閲覧に供する。

６　入札参加者に要求される事項

（１）本件入札に参加を希望する者にあっては、７の事前提出物を作成のうえ、令和５年２月 22 日（水）午後５時までに４の（１）の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（２）入札者は、（１）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（４）提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

７　事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各１部とする。

（１）入札参加資格確認書（様式第１号）

（２）２の（４）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その１）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

（３）２の（５）を証するもの（道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可の写し等）

（４）２の（６）を証するもの（以下の項目について、証明内容及び具体的な対応策を記した書面）

ア　児童生徒の介助業務に従事する職員の転倒防止対策等の具体的内容（仕様書の６の（１）関連）

イ　設置予定のチャイルドシートの仕様（仕様書の６の（２）関連）

ウ　任意保険及びトラブル発生時の対応、対策方法等（仕様書の６の（３）関連）

（ア）使用予定車両の任意保険証書の写し

（イ）事故・トラブル発生時の緊急連絡体制及び緊急対応マニュアル及びけが・転倒防止対策の具体的内容

（ウ）ドライブレコーダー等及びデータの仕様

エ　専用携帯電話１台及び緊急対応用(救急車等付添人用)として１台の仕様（仕様書の６の（４）関連）

オ　スマートフォンのアプリ等を活用したシステムの仕様（仕様書の６の（９）関連）

カ　本校バス運行日誌の保管先（仕様書の６の（10）関連）

キ　感染症予防対策の具体的内容（仕様書の６の（12）関連）

８　資格審査について

（１）６の（１）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和５年２月28 日（火）までに通知する。

（２）（１）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立米子養護学校長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和５年３月３日（金）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（３）（２）により説明を求められた場合、鳥取県立米子養護学校長は、説明を求めた者に対して令和５年３月７日（火）までに書面により回答する。

９　入札条件

（１）入札は、紙入札によるものとする。

（２）この調達は単価契約によるものであり、入札に当たっては、入札書（様式第５号）に本件公告に示す業務の１日（往復）当たりの単価及び１便（片道）当たりの単価を入札金額として記載すること。

また、金額は「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成 26 年３月 27 日中国運輸局公示第 122 号改正）」に基づく金額になっていることが確認できる書類を入札書に添付すること。

（３）請求に当たっては、入札書に記載された金額に月ごとの実績運行回数を乗じて得た金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

（４）入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（５）入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（６）再度入札は２回とする。（初度入札を含めて３回とする。）

（７）再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

（８）入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

（９）入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(10) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第３号）を提出しなければならない。なお、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

(11) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県立米子養護学校長 本間　隆之」とする。

10　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

入札保証金は免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した１日（往復）当たりの単価に仕様書の３に定める年間運行予定日数を乗じて得た金額（以下「支払予定総額」という。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11　入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

（１）本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

（２）入札参加資格確認書（様式第１号）を提出していない者のした入札

（３）入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状（様式第３号）を４の（１）の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

（４）入札に際し、不正の行為があった者のした入札

（５）入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札

（６）本件入札において、他の入札参加者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札参加者の代理をした者の入札

（７）入札書に記名のない入札

（８）入札価格の金額に訂正を施した入札書により行った入札

（９）入札価格の金額の数字が不鮮明な入札書により行った入札

(10) 誤字、脱字等により入札の意思が不明瞭な入札

(11) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12　落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、１日（往復）当たりの単価について、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（以下「最低価格者」という。）を、落札者とする。

最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない、又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。

13　契約書作成の要否

要

14　手続における交渉の有無

無

15　合意管轄裁判所

業務に関する訴えについては、米子市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

16　その他

（１）入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

（２）開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（３）本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

（４）契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の 10 分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（５）再委託の禁止

ア　受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ　発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額（単価契約によるときは契約期間中の支払予定額の総額）が支払予定総額の 50 パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

（６）10 の（２）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第４号）を、４の（１）の場所に提出すること。